

## 4. 養育支援訪問事業の実施状況調査

表1 都道府県別管内市町村における管内市町村における養育支援訪問事業の実施状況（平成29年4月1日現在）

養育支援訪問事業を実施している市町村は、全国1,741市町村のうち、1,335市町村（76.7%）であった。

＜単位：市町村＞

都道府県名	市町村数	実施市町村数	実施率
1 北海道	179	138	77.1%
2 青森県	40	23	57.5%
3 岩手県	33	27	81.8%
4 宮城県	35	31	88.6%
5 秋田県	25	6	24.0%
6 山形県	35	28	80.0%
7 福島県	59	49	83.1%
8 茨城県	44	35	79.5%
9 栃木県	25	24	96.0%
10 群馬県	35	22	62.9%
11 埼玉県	63	44	69.8%
12 千葉県	54	35	64.8%
13 東京都	62	54	87.1%
14 神奈川県	33	28	84.8%
15 新潟県	30	21	70.0%
16 富山県	15	15	100.0%
17 石川県	19	19	100.0%
18 福井県	17	15	88.2%
19 山梨県	27	24	88.9%
20 長野県	77	46	59.7%
21 岐阜県	42	28	66.7%
22 静岡県	35	26	74.3%
23 愛知県	54	42	77.8%
24 三重県	29	28	96.6%

都道府県名	市町村数	実施市町村数	実施率
25 滋賀県	19	18	94.7%
26 京都府	26	19	73.1%
27 大阪府	43	43	100.0%
28 兵庫県	41	37	90.2%
29 奈良県	39	32	82.1%
30 和歌山県	30	25	83.3%
31 鳥取県	19	17	89.5%
32 島根県	19	17	89.5%
33 岡山県	27	25	92.6%
34 広島県	23	16	69.6%
35 山口県	19	18	94.7%
36 徳島県	24	22	91.7%
37 香川県	17	15	88.2%
38 愛媛県	20	12	60.0%
39 高知県	34	19	55.9%
40 福岡県	60	52	86.7%
41 佐賀県	20	15	75.0%
42 長崎県	21	19	90.5%
43 熊本県	45	31	68.9%
44 大分県	18	16	88.9%
45 宮崎県	26	15	57.7%
46 鹿児島県	43	22	51.2%
47 沖縄県	41	22	53.7%
合 計	1,741	1,335	76.7%

（参 考）

	市町村数	実施市町村数	実施率
養育支援訪問事業と同様の効果のある別事業等を実施している場合を含めた実施率	1,741	1,476	84.8%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表2 養育支援訪問事業の委託状況(平成29年4月1日現在)

養育支援訪問事業を実施している市町村のうち、専門的相談支援を外部委託しているものは110市町村(10.5%)であり、そのうち、業務のすべてを委託しているものが25市町村(22.7%)、一部を委託しているものが85市町村(77.3%)であった。育児・家事援助を外部委託しているものは267市町村(60.5%)であり、そのうち、業務のすべてを委託しているものが201市町村(75.3%)、一部を委託しているものが66市町村(24.7%)であった。

<専門的相談支援>

実施の有無	市町村数
専門的相談支援	1,051
委託している	110 10.5%
うちすべて外部委託	25 22.7%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	5 20.0%
社会福祉協議会	3 12.0%
ボランティア団体	0 0.0%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	1 4.0%
その他	17 68.0%
うち一部外部委託	85 77.3%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	6 7.1%
社会福祉協議会	4 4.7%
ボランティア団体	0 0.0%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	5 5.9%
その他	71 83.5%
委託していない	941 89.5%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<育児家事援助>

実施の有無	市町村数
育児・家事援助	441
委託している	267 60.5%
うちすべて外部委託	201 75.3%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	66 32.8%
社会福祉協議会	77 38.3%
ボランティア団体	0 0.0%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	78 38.8%
その他	25 12.4%
うち一部外部委託	66 24.7%
子育て支援を行っているNPOなど民間団体	16 24.2%
社会福祉協議会	25 37.9%
ボランティア団体	1 1.5%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業者	22 33.3%
その他	17 25.8%
委託していない	174 39.5%

<単位:市町村>

表3 都道府県別管内市町村における養育支援訪問事業の訪問家庭数(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

養育支援訪問事業による「訪問実施家庭数」は、全国で79,201世帯であり、「訪問延べ件数」は236,066件であった。

<単位:世帯、件>

都道府県名	訪問実施家庭数	訪問延べ件数
1 北海道	7,098	11,372
2 青森県	506	1,050
3 岩手県	1,338	2,243
4 宮城県	1,892	5,582
5 秋田県	23	315
6 山形県	1,433	2,291
7 福島県	660	1,816
8 茨城県	795	2,218
9 栃木県	2,119	6,159
10 群馬県	1,428	2,176
11 埼玉県	1,696	6,106
12 千葉県	1,886	6,212
13 東京都	9,733	45,188
14 神奈川県	1,411	7,154
15 新潟県	1,359	2,941
16 富山県	206	350
17 石川県	645	1,517
18 福井県	462	1,201
19 山梨県	838	2,076
20 長野県	1,569	4,423
21 岐阜県	922	1,743
22 静岡県	1,365	5,657
23 愛知県	3,329	16,626
24 三重県	1,489	3,619

都道府県名	訪問実施家庭数	訪問延べ件数
25 滋賀県	2,239	6,419
26 京都府	3,962	9,336
27 大阪府	3,236	12,283
28 兵庫県	3,449	10,097
29 奈良県	392	1,659
30 和歌山県	656	1,214
31 鳥取県	411	1,780
32 島根県	413	961
33 岡山県	1,859	4,350
34 広島県	3,466	4,947
35 山口県	756	2,500
36 徳島県	742	1,594
37 香川県	226	1,430
38 愛媛県	1,381	6,410
39 高知県	608	2,441
40 福岡県	5,927	12,654
41 佐賀県	482	1,034
42 長崎県	769	1,477
43 熊本県	1,088	3,036
44 大分県	969	2,232
45 宮崎県	603	996
46 鹿児島県	855	2,148
47 沖縄県	510	5,033
合計	79,201	236,066

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表4 養育支援訪問事業における対象家庭の把握経路(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

養育支援訪問事業の対象家庭を把握した経路は、「乳児家庭全戸訪問事業による把握」が876市町村(65.6%)と最も多く、次いで、「要保護児童対策地域協議会の支援ケース」が778市町村(58.3%)であった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
乳児家庭全戸訪問事業による把握	876	65.6%
要保護児童対策地域協議会の支援ケース	778	58.3%
母子保健所管課からの情報提供	630	47.2%
児童相談所からの情報提供	376	28.2%
発達障害者支援センターからの情報提供	89	6.7%
子育て世代包括支援センターからの情報提供	154	11.5%
医療機関からの情報提供	672	50.3%
警察からの情報提供	134	10.0%
保育所・幼稚園・学校からの情報提供	371	27.8%
民生委員・児童委員からの情報提供	145	10.9%
地域住民からの情報提供	139	10.4%
他の自治体からの情報提供	392	29.4%
保健師の活動	677	50.7%
妊娠届出・母子健康手帳交付時	693	51.9%
本人からの申し出	448	33.6%
家族からの相談	340	25.5%
その他	73	5.5%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

・スクールカウンセラーからの情報提供 ・地域子育て支援拠点事業からの情報提供

表5 養育支援訪問事業における対象家庭の特徴(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

養育支援訪問事業の対象家庭の特徴は、「育児不安がある」が1,072市町村(80.3%)で最も多く、次いで、「養育者の育児技術がない又は未熟である」が1,031市町村(77.2%)であった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
育児不安がある	1,072	80.3%
妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の未受診	535	40.1%
養育者の育児技術がない又は未熟である	1,031	77.2%
養育者が精神疾患を抱えている又は精神的問題がある	961	72.0%
ひとり親である	811	60.7%
要保護児童対策地域協議会の対象ケースである	890	66.7%
子どもが発達障害を抱えている又は発達障害の疑いがある	695	52.1%
子どもが身体的疾患を抱えている	539	40.4%
養育者が知的障害を抱えている	569	42.6%
養育者が10代である	563	42.2%
養育する子どもの人数が多い	561	42.0%
DVを受けている又はDVを受けている可能性がある	480	36.0%
養育者が身体的疾患を抱えている	374	28.0%
養育者が外国籍である又は日本語でのコミュニケーションが難しい	341	25.5%
入所措置解除後である	233	17.5%
経済的に困窮している	744	55.7%
その他	73	5.5%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表6 養育支援訪問事業における要保護児童対策地域協議会へのケース登録(平成29年4月1日現在)

養育支援訪問事業を実施した家庭のうち、要保護児童対策地域協議会へのケース登録について、「すべて登録ケースとしている」が236市町村(17.7%)、「一部を登録ケースとしている」が655市町村(49.1%)であった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
訪問実施市町村	1,335	100.0%
すべて登録ケースとしている	236	17.7%
一部を登録ケースとしている	655	49.1%
登録ケースとはしていない	444	33.3%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表7 養育支援訪問事業における訪問できなかった理由（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

養育支援訪問事業の対象家庭の一部を訪問できなかった212市町村(15.9%)のうち、訪問できなかった理由は、「訪問の同意が得られなかった」が121市町村(57.1%)、「訪問したが不在だった」が87市町村(41.0%)であった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
対象家庭全てを訪問	1,116	83.6%
一部訪問できなかった。	212	15.9%
理由		
日程の調整ができなかった	57	26.9%
訪問の同意が得られなかった	121	57.1%
訪問したが不在だった	87	41.0%
転居していた	30	14.2%
訪問者の数が足らなかった	13	6.1%
その他	73	34.4%
未回答	7	0.5%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

- ・長期入院
- ・住民票と居住地がことなっていた
- ・関係機関からの情報提供を受けて状況が把握できた

表8 養育支援訪問事業の訪問者(平成29年4月1日現在)

養育支援訪問事業のうち専門的相談支援の訪問者は、「保健師」が1,154市町村(86.4%)と最も多かった。また、育児家事援助の訪問者についても「保健師」が310市町村(23.2%)と最も多かった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,335	100.0%
専門的相談支援		
保健師	1,154	86.4%
助産師	439	32.9%
看護師	150	11.2%
母子保健推進員	23	1.7%
保育士	307	23.0%
児童委員・民生委員	55	4.1%
子育て経験者	50	3.7%
愛育班員	7	0.5%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	18	1.3%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	24	1.8%
その他	263	19.7%
育児家事援助		
保健師	310	23.2%
助産師	88	6.6%
看護師	57	4.3%
母子保健推進員	27	2.0%
保育士	150	11.2%
児童委員・民生委員	37	2.8%
子育て経験者	109	8.2%
愛育班員	6	0.4%
ベビーシッターやヘルパーの派遣事業所のスタッフ	202	15.1%
子育て支援を行う民間団体のスタッフ	92	6.9%
その他	171	12.8%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

専門的相談支援: 家庭児童相談室職員、児童福祉司、管理栄養士

育児家事援助 : ファミリーサポートセンター協力員、シルバー人材センター



表9 都道府県別養育支援訪問事業の訪問後の家庭への対応(平成29年4月1日現在)

養育支援訪問事業を実施した家庭へのその後対応としては、「保健師が訪問している」が939市町村(70.3%)が最も多く、次いで、「他の子育て支援事業へつないでいる」が907市町村(67.9%)であった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,335	100.0%
保健師が訪問している	939	70.3%
他の子育て支援事業へつないでいる	907	67.9%
障害者総合支援法に基づく支援をしている	328	24.6%
その他	289	21.6%
特に支援はしていない	137	10.3%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

・母子保健事業の活用

・要保護児童対策協議会実務者会議にケース登録

・保育所等子どもの所属する機関において見守り支援

表10 養育支援訪問事業の訪問者に対する研修の実施状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

市町村において、養育支援訪問事業の訪問者に対し、「自ら研修を実施した」ものは357市町村(26.7%)、「委託して研修を実施した」ものは45市町村(3.4%)、「他機関が実施している研修会に参加させた」ものは699市町村(52.4%)であった。また、「研修を実施していない」ものは、239市町村(17.9%)であった。

<単位:市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,335	100.0%
自ら研修を実施した	357	26.7%
委託して研修を実施した	45	3.4%
他機関が実施している研修会に参加させた	699	52.4%
訪問者への研修を実施しなかった。	239	17.9%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表11 養育支援訪問事業における利用料の徴収(平成29年4月1日現在)

専門的相談支援の実施にあたり、「料金を徴収している」市町村は3市町村であった。  
また、育児・家事援助の実施にあたり、「料金を徴収している」市町村は77市町村であった。

<単位:市町村>

区 分		市町村数	割 合
実施市町村数		1,335	100.0%
専門的 相談 支援	料金を徴収している。	3	0.2%
	所得状況に応じて徴収額を減免している	3	100.0%
	所得状況に応じた減免はない	0	0.0%
育児 ・ 家事 援助	料金を徴収している。	77	5.8%
	所得状況に応じて徴収額を減免している	60	77.9%
	所得状況に応じた減免はない	17	22.1%

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

表12 養育支援訪問事業における運営上の課題（平成29年4月1日現在）

養育支援訪問事業における運営上の課題として最も多かったのは、「訪問者の人材確保」の909市町村（68.1%）であり、次いで「訪問者の資質の確保」の870市町村（65.2%）であった。

<単位：市町村>

区 分	市町村数	割 合
実施市町村数	1,335	100.0%
訪問者の人材確保	909	68.1%
訪問者の資質の確保	870	65.2%
事業実施のための予算が不足している	197	14.8%
事業を委託したいが適切な委託先がない	256	19.2%
訪問拒否家庭への対応	686	51.4%
支援目標の設定が困難	360	27.0%
効果的な支援方法がわからない	354	26.5%
支援終了の判断が困難	525	39.3%
その他	57	4.3%

※複数回答あり

※割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある

<その他の例>

- ・支援当日にキャンセル等があり、ケースワークに支障をきたす
- ・支援拒否